

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。令和4年11月22日

(1) 固定式刺し網漁業（雑魚類）について

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期				
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（雑魚類）	1	10ト未満	定めなし	白山市と金沢市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度34.068分東経136度33.415分）315.0度の線以南の石川県沖合海域（共同漁業種漁場区域は除く）。ただし、水深75メートル（総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル）以浅の海域に限る。	2月1日から12月20日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 加賀市から白山市までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年以内	27 加賀 小松 美川 松任
〃	〃	1	〃	〃	鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度18.412分東経137度14.748分）90.0度の線と鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度14.888分東経137度04.998分）135.0度の線との間線間における石川県沖合海域（共同漁業種漁場区域は除く）。ただし、能登町字越坂から小木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者は水深250メートル以浅及び能登町字姫から鶴川までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者は水深110メートル以浅並びに総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル以浅の海域に限る。	〃	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 鳳珠郡能登町字越坂から鶴川までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	16 小木 能都

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年11月22日から令和4年11月29日まで

(2) 小型定置網漁業について

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期				
小型定置網漁業	小型定置網漁業	4 (0)	定めなし	定めなし	定第22号 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度35分37秒8、東経136度32分16秒3の点 イ 北緯36度36分00秒0、東経136度32分39秒1の点 ウ 北緯36度35分43秒5、東経136度33分03秒9の点 エ 北緯36度35分21秒3、東経136度32分41秒2の点 定第23号 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度29分11秒5、東経136度26分48秒1の点 イ 北緯36度29分36秒5、東経136度27分10秒2の点 ウ 北緯36度29分12秒8、東経136度27分51秒6の点 エ 北緯36度28分47秒7、東経136度27分29秒6の点 定第24号 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分28秒3、東経137度04分33秒3の点 イ 北緯37度06分21秒3、東経137度04分36秒1の点 ウ 北緯37度06分21秒1、東経137度04分26秒4の点 エ 北緯37度06分27秒5、東経137度04分24秒0の点 定第25号 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分08秒5、東経137度04分51秒3の点 イ 北緯37度06分02秒0、東経137度04分50秒4の点 ウ 北緯37度06分05秒7、東経137度04分41秒4の点 エ 北緯37度06分08秒7、東経137度04分41秒7の点	1月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年	0 全支所及び出張所

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年11月22日から令和4年12月21日まで